

## 石垣市学び遊び活動支援人材バンク設置要綱

### (目的)

第1条 学び遊びに関する豊かな知識や経験、優れた技能等を有し、ボランティア精神にのっとり社会参加に意欲のある個人及び団体を登録し、その情報を提供することによって、生涯学習や社会教育並びに青少年健全育成等の市民活動を支援し、多様な学習機会の提供と市民の自発的な学習を支援すると同時に、次代を担う児童生徒等の学習支援や体験交流などを通して、豊かな地域社会づくりに資することを目的として、石垣市学び遊び活動支援人材バンク(以下「人材バンク」という。)を設置する。

### (設置主体)

第2条 人材バンクの設置主体は、石垣市教育委員会(以下「教育委員会」という。)とし、事務局をいきいき学び課(以下「事務局」という。)とする。

2 事務局は、石垣市家庭教育支援チームと連携を図りながら人材バンクの運営を行う。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 登録者 第5条に規定する人材バンク登録台帳に登録を受けた個人及び団体をいう。
- (2) 支援者 前号に定める者が市民活動及び教育委員会が主催する事業等において講師等の依頼を受け、その指導等にあたる者をいう。
- (3) 団体 石垣市社会教育団体登録制度に基づき登録された団体をいう。

### (登録要件)

第4条 人材バンクに登録できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす個人、団体とする。

- (1) 第1条の人材バンクの目的を理解し、賛同する者
- (2) 生涯学習等に関する豊かな知識や経験、優れた技能等を有する者又は生涯学習及び青少年健全育成等の推進に積極的に協力できる者
- (3) 政治、宗教又は営利活動を目的としない者

### (登録の手続)

第5条 人材バンクに登録を希望する者は、個人にあつては石垣市学び遊び活動支援人材バンク登録申請書(個人用)(様式第1号)を、団体にあつては石垣市学び遊び活動支援人材バンク登録申請書(団体用)(様式第2号)を教育委員会へ提出するものとする。

2 事務局は、前項の規定による申請を受けたときは、内容を審査し、適当と認めるときは、必要事項を速やかに石垣市学び遊び活動支援人材バンク登録台帳(様式第3号。以下「登録台帳」という。)に登録しなければならない。

3 前項のほか、教育委員会が適当と認める者については、本人の同意を得て登録することができる。

4 事務局は、登録者に対して、石垣市学び遊び活動支援人材バンク登録通知書(様式第4号)により、登録内容の通知をしなければならない。

### (登録事項の変更)

第6条 登録者は、登録事項に変更が生じたときは、速やかに石垣市学び遊び活動支援人材バンク登録変更届(様式第5号)を教育委員会に提出しなければならない。

(登録の取消)

第7条 登録者は、登録の取消しの必要が生じたときは、速やかに石垣市学び遊び活動支援人材バンク登録取消届(様式第6号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは登録を取り消すものとする。

- (1) 登録者が、人材バンクを利用して政治、宗教又は営利目的の活動を行ったとき。
- (2) 登録者が、社会的信用を失墜するような行為をしたとき。
- (3) 教育委員会が不適格と認めたとき。

(登録の更新)

第8条 登録台帳に登録された内容の登録有効期間は、登録の日の属する年度開始の日から3年を経過する日までとする。

2 登録者は、登録を更新しようとする場合は、石垣市学び遊び活動支援人材バンク登録更新届(様式第7号)を提出し登録を更新するものとする。この場合の有効期間は前項の規定に基づくものとする。

3 教育委員会は、前項の規定による更新手続きを行わない者については、石垣市学び遊び活動支援人材バンク登録期間満了通知書(様式第8号)により、登録者に通知するものとする。

(登録台帳の公開)

第9条 登録台帳は、教育委員会が保管し、事務局での閲覧、ホームページによる公開のほか、第1条に定める目的を達成するために有効な方法で、広く市民に公開する。

(登録者への依頼)

第10条 登録者へ依頼できる内容は、市民団体等が主催する学級、講座、サークル活動等の事業に対するものとする。

2 登録者に依頼をしようとする者(以下「依頼者」という。)は、石垣市学び遊び活動支援人材バンク活用申請書(様式第9号)を教育委員会に提出するものとする。

3 教育委員会は、前項に定める申請書の提出を受けたときは、事務局において調整を行い、その結果を石垣市学び遊び活動支援人材バンク支援者派遣決定通知書(様式第10号)により、依頼者へ通知するものとする。

4 学習活動の実施等については、依頼者と支援者間の責任に委ねる。

5 依頼者は、その依頼による学習活動終了後、速やかに教育委員会へ石垣市学び遊び活動支援人材バンク事業実施報告書(様式第11号)を提出するものとする。

(支援者の職務)

第11条 支援者は、市民団体等の学級、講座、サークル活動等の支援者として、指導及び助言にあたるものとする。

2 支援者は、前項に定める指導及び助言をするときは、政治、宗教活動及び営利を目的とした指導及び助言をしてはならない。

(支援活動に関する経費)

第12条 支援活動を行う場合に必要な経費については、依頼者側の負担とする。

(個人情報に関する措置)

第13条 教育委員会は、登録者の情報等について、情報提供方法など個人情報の保護のため必要な措置を講じなければならない。

(委任)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。  
(石垣市生涯学習人材バンク設置要綱の廃止)
- 2 石垣市生涯学習人材バンク設置要綱(平成 22 年石垣市教育委員会告示第 8 号)は、廃止する。